

基山町のシンボル・^{きざん}基山。歴史ある建造物や草スキー、基山を一望できる眺めなど、さまざまな場面で基山町になくはないものです。そんな^{きざん}基山に関する事業を紹介します。

基肄城絵はがきコンクール 作品募集

問 申 教育学習課 ふるさと歴史のまち推進係 ☎ 92-2200 〒 841-0204 基山町大字宮浦 666 番地

▽テーマ

基肄城や^{きざん}基山に関する絵

▽応募資格

一般の部 : 町内在住の高校生以上の人
小中学生の部: 町内在住の小中学生、
町内の学校に在籍する小中学生

▽応募方法

窓口（役場2階）に持参、または郵送

▽応募条件・内容

- ・応募用紙または はがきサイズの紙を使用してください。
応募用紙は町立小中学校に配布しています。
また、教育学習課窓口でも用意しています。
- ・「祝 90 周年」などの文字入れも可とします。
文字入れの有無は自由です。

▽応募締切

6月30日（金）

▽表彰・発表

- ・応募作品の中から、金賞3点、銀賞3点、銅賞12点を選び、
町ホームページや広報きやまで作品と名前を発表します。
- ・小中学生の部の応募者には参加賞を贈呈します。
- ・すべての応募作品を、7月25日～8月6日に基山町立図書館で展示する予定です。
また、ふれあいフェスタでの展示も予定しています。

天智天皇欽仰之碑・ 通天洞 建立 90 周年 基肄城跡 特別史跡指定 70 周年

^{きざん}基山には、特別史跡基肄城跡や、基肄城を顕彰するために建てられた天智天皇欽仰之碑などの顕彰建造物があります。

令和5年度は、顕彰建造物竣工90周年、特別史跡指定70周年を迎える記念の年度にあたります。

町教育委員会では、基肄城や^{きざん}基山にさらに関心を持ってもらえるよう、周年記念行事として今年度さまざまな企画を行います。

企画展「^{きざん}基山を知る」

問 教育学習課 ふるさと歴史のまち推進係 ☎ 92-2200

基肄城跡にある天智天皇欽仰之碑・通天洞などの建造物、基肄城跡の指定に尽力された久保山善映先生の偉業を中心に紹介します。

▽期間 6月6日（火）～7月23日（日）

▽場所 基山町立図書館 郷土資料コーナー

天智天皇欽仰之碑の古い写真をさがしています

問 教育学習課 ふるさと歴史のまち推進係 ☎ 92-2200

現在、天智天皇欽仰之碑は、銘板が欠落しています。今後、碑の保存や復旧を行うため、当時の銘板に関する情報を必要としています。銘板が写った写真が手元があれば、情報をお寄せください。

写真を提供していただいた場合、教育委員会でデータ化し、元の写真はお返しします。また、データの公開や写真の展示等は、所有者の承諾を得た上でを行います。町民の皆さんのご協力をお願いします。

基山町文化遺産ボランティアガイド養成講座 参加者募集

受講料
無料

特別史跡基肆城跡を案内するためのボランティアガイド養成講座は、平成 27 年にスタートしました。現在、3 期生まで誕生し、町内の文化遺産を解説するガイドとして日々活躍しています。

令和 5 年度は、次の日程で養成講座を開催します。あなたも養成講座を受講し、文化遺産ボランティアガイドとして活動してみませんか。

回	日時 (予定)	内容
第 1 回	6 月 22 日 (木) 午後 6 時 30 分～	オリエンテーション (養成講座の進め方)
第 2 回	7 月 27 日 (木) 午後 6 時 30 分～	文化遺産・文化財とは
第 3～5 回	8～10 月の第 3 または第 4 土曜 午前 10 時～	「自ら気になるモノ」を見つけるフィールドワーク
第 6・7 回	11・12 月の第 3 週または第 4 週	ワークショップ: 集めた「気になるモノ」の紹介
第 8 回	1 月の第 4 週	基肆城跡魅力発見散策のためのマップ作成
第 9 回	2 月の第 4 週	基肆城跡魅力発見散策に向けたガイド割り振り
第 10 回	3 月 20 日 (水祝) 午前 10 時～	基肆城跡魅力発見散策でガイド実践

▽場所 基山町民会館 1 階会議室
(第 3～5 回、第 10 回は基肆城跡を予定)

▽対象 18 歳以上の人

▽申込期限 随時受付

▽申込方法 電話またはメールで、①名前 (ふりがな)、②住所、③電話番号またはメールアドレスを連絡

問申 教育学習課 ふるさと歴史のまち推進係

☎ 92-2200 ✉ furusato-2@town.kiyama.lg.jp

「きやまの魅力」フォトコンテスト 作品募集

問申 まちづくり課 国スポ・全障スポ推進室
文化・スポーツ係 ☎ 92-7935

町と基山町文化協会が共催する「きやまの魅力」フォトコンテスト。第 6 回となる今年は、「きざん」をテーマにした写真を募集します！お気に入りの基肆城跡や基山の写真を応募しませんか？

▽応募期間 6 月 12 日 (月)～10 月 6 日 (金)

▽テーマ 「きざん」 基山町のシンボルである「きざん」の魅力ある風景や、人物などを撮影した作品を募集します。

▽応募資格 どなたでも (プロ・アマ問わず)

▽注意事項

- ・被写体に人物が入る場合は、本人の承諾を得たうえで応募してください。
- ・万が一肖像権侵害等があっても、事務局は責任を負いません。
- ・応募作品の著作権は、フォトコンテスト主催者に帰属します。

▽審査・表彰 応募作品は、すべて「デジタル作品部門」として審査し、次の賞を選びます。

町長賞 (1 点)・文化協会会長賞 (1 点)・入賞 (5 点)

・受賞者は、11 月 3 日 (金・祝) の基山町文化祭で表彰します。

また、作品を基山町民会館ロビーに展示するほか、町長賞受賞作品は広報きやまに掲載します。

・受賞作品は、基山町 PR のために使用させていただく場合があります。

今回初!!

LINE で応募

- (1) 基山町を友だち登録する
- (2) トーク画面で「写真コンテスト」と送る
- (3) 自動応答にしたがって写真を投稿する
- (4) タイトルと応募者名を回答する

※ LINE から応募した入賞者には、事務局から追って連絡先などを確認します



基山町公式 LINE 友だち登録募集中!

くらしに役立つ情報を LINE でお届けします。右の二次元コードから→



メールで応募

メールに写真データを添付し送信してください。本文には、次の事項を記載してください。

- ①作品のタイトル
- ②氏名 (フリガナ)
- ③年齢
- ④住所
- ⑤電話番号
- ⑥メールアドレス
- ⑦撮影地
- ⑧作品の説明

✉ bunka-3@town.kiyama.lg.jp

児童手当の現況届についてのお知らせ

児童手当は、家庭生活の安定や、次世代を担う児童の健やかな成長を目的に、児童を扶養する父母等に支給されます。

現況届とは

- 毎年6月1日時点の家庭の状況を記載し、児童手当を受ける要件を引き続き満たすかどうかを確認するものです。
- 児童手当法の一部改正により、令和4年度から現況届の提出は原則不要になりました。

現況届の提出が必要な人

次のいずれかに該当する人は、現況届の提出が必要です。対象者には、6月初旬に現況届の様式を郵送するので、必ず提出してください。

- ① 配偶者からの暴力等により、住民票の住所と異なる市区町村で児童手当を受給している人
- ② 基山町に住民票がない児童を養育する人
- ③ 離婚協議中で、配偶者と別居している人
- ④ 未成年後見人、施設等の受給者
- ⑤ その他、町から提出の案内があった人

児童手当の受給資格について

児童を養育している人の所得によっては、児童手当等は支給されません。

① (所得制限限度額) 以上、② (所得上限限度額未満) の場合
特例給付 (児童1人あたり一律月額 5,000 円)

② (所得上限限度額) 以上の場合
資格消滅 (手当は支給されません)

扶養親族等の数	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円	858万円	1,071万円
1人	660万円	875.5万円	896万円	1,124万円
2人	698万円	917.8万円	934万円	1,162万円
3人	736万円	960.0万円	972万円	1,200万円
4人	774万円	1,002.0万円	1,010万円	1,238万円
5人	812万円	1,040.0万円	1,048万円	1,276万円

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親家庭以外の低所得の子育て世帯分)

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)を支給しました。

▽支給額 児童1人につき5万円

▽支給対象者 次の①または②に当てはまる人(ひとり親世帯を除く)

① 令和4年度の子育て世帯生活支援特別給付金(前回の給付金)の支給対象者

→令和5年5月30日(火)に支給しました。令和4年度の給付金を受給した口座をご確認ください。

② 令和5年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児の場合20歳未満)*を養育する父母等で、物価高騰の影響を受けて令和5年1月以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった人 ※令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象

→申請が必要です。

▽申請方法 申請書と必要書類を、来庁または郵送で提出
申請書等は、こども課窓口または町ホームページから取得できます。

▽申請期限 令和6年2月29日(木) (必着)

給付金に関する振り込め詐欺や個人情報の搾取にご注意ください

不審な電話や郵便があった場合は、町や最寄りの警察署、警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください

生ごみ処理器の購入費用を補助します

町では、ごみの減量を図るため、生ごみ処理器の購入費に対して補助を行っています。

- ▽補助対象者 町内に住所を有する人
- ▽補助台数
 - ・電動機器 : 1基まで
 - ・コンポスト: 2基まで (いずれも1世帯あたり)
- ▽補助金額 1基あたり購入代金の2分の1以内、上限2万円
- ▽申請方法 窓口または郵送で、必要書類を提出してください。必要書類は、町ホームページからも取得できます。
- ▽注意事項
 - ・今年度補助を受けられるのは、今年度中に購入・申請した分に限りです。
 - ・予算の範囲内で補助を行います。事前にまちづくり課へ問い合わせしてから購入してください。



町ホームページはこちら

段ボールコンポストを販売しています

町では、段ボールコンポストの普及に力を入れています。段ボールコンポストで作った安全な堆肥を、家庭菜園やガーデニングに活用してみませんか。

- ▽販売するもの 簡易コンポストキット
- ▽購入方法 まちづくり課 環境対策室 生活環境係 (役場2階) で販売
- ▽価格 1セット 500円

クリーンヒル宝満 チップ無料配布

クリーンヒル宝満では、街路樹や一般家庭の庭木の剪定枝などをチップ化し、無料で配布しています。

- ▽対象者 基山町、筑紫野市、小郡市のいずれかに在住・在勤の人
- ▽配布日時 平日の午前9時～正午、午後1時～4時 (土日祝日、施設の休日を除く)
事前の連絡は必要ありません
- ▽料金 無料
- ▽配布量 1日に1世帯あたり3袋まで (1袋の目安は45～50リットル)
- ▽配布場所 クリーンヒル宝満 (筑紫野市大字原田1389番地)
- ▽配布手順
 - ①クリーンヒル宝満管理棟事務所で受付をしてください。
 - ②指定場所で各自積み込んでください。持ち帰り用の袋や容器、スコップは持参してください。
 - ③管理棟事務所で量を報告してください。軽トラック等に直接積み込む場合は、計量器で計量します。
- ▽問合せ先 クリーンヒル宝満 ☎ 092-926-5300

雑草の抑制に

カブトムシの床材に

土壌の改良に

有料広告

不動産
買取
無料査定
いたします!

戸建	マンション	土地
<p>両親と同居することになり自宅が不要になった</p>	<p>所有するマンションを早急に現金化したい</p>	<p>転勤・転職で引越ししなければならない</p>

不動産の売却をご検討中の方、まずは無料査定してみませんか?
リフォームのご相談も承ります! **見積り無料!**
お気軽にご連絡ください。

小郡市・鳥栖市・基山町専門

福岡県知事(5)第14639号

イエステーション小郡店

☎ 0120-773-297

TEL. 0942-65-3297 (営業時間) AM10:00～PM6:30
フラックスコーポレーション株式会社
〒838-0144 福岡県小郡市祇園2丁目1-17
(定休日) 毎週水曜日・祝日・第一第三火曜日

https://www.ogori-flux.com

イエステーション小郡 検索

制度についてお知らせします

国民健康保険税

国民健康保険税の仕組み

国民健康保険税額は、所得割・均等割・平等割の合計で決まります。

基礎課税額（医療分）、後期高齢者支援金分、介護納付金分のそれぞれで、所得割・均等割・平等割の税額・税率が決まっています。

	基礎課税額 (医療分)	後期高齢者 支援金分	介護納付金分 (40歳以上のみ)
所得割 +	所得×8.7%	所得×2.6%	所得×2.3%
均等割 (1人あたり) +	25,700円	8,100円	8,900円
平等割 (1世帯あたり)	30,400円	9,600円	4,500円

1

未就学児の均等割を軽減・減免します

問 福祉課 保険年金係 ☎ 92-7934 税務課 住民税係 ☎ 92-7918

子育て世代の負担軽減のため、未就学児（6歳に達する日以降最初の3月31日以前である被保険者）の国民健康保険税均等割額を軽減しています。軽減・減免を受けるために、手続きを行う必要はありません。

国による軽減

- 未就学児がいる世帯に対し、一律に均等割額の2分の1を軽減します。
- すでに低所得者世帯の均等割軽減額が適用されている世帯は、(7割・5割・2割)軽減後の均等割額の2分の1が軽減されます。

町独自の減免

- 国の制度による軽減後の均等割額について、その全額を減免しています。

基山町は
未就学児の均等割の
自己負担なし！

低所得世帯の 軽減割合	均等割額	国による軽減 (2分の1)	国による軽減後	町独自の減免	町独自の減免後
軽減なし	33,800円		16,900円		0円
2割軽減	27,040円		13,520円		0円
5割軽減	16,900円		8,450円		0円
7割軽減	10,140円		5,070円		0円

2

18歳以下の子どもが3人以上いる世帯の均等割を減免します

問 福祉課 保険年金係 ☎ 92-7934 税務課 住民税係 ☎ 92-7918

子育て世代の負担軽減のため、国民健康保険に加入する18歳以下の子どもが3人以上いる世帯に対し、第3子以降の子どもにかかる国民健康保険税の均等割額を減免します。

減免の対象となるのは、令和6年3月31日時点で18歳以下の第3子以降の均等割です。減免を受けるために、手続きを行う必要はありません。

3

令和5年度 課税限度額が変更になりました

問 福祉課 保険年金係 ☎ 92-7934 税務課 住民税係 ☎ 92-7918

国民健康保険税には課税限度額が設定されており、限度額を超えては課税されないことになっています。令和5年度の課税限度額をお知らせします。

基礎課税額（医療分）	後期高齢者支援金分	介護納付金分 ^{※1}
65万円	22万円	17万円

※1
介護納付金分の課税額は、40歳以上65歳未満の国民健康保険加入者のみ

また、所得が少ない世帯に対する軽減は、次のとおり変更となります。

軽減割合	所得の基準
2割	基礎控除額 43万円 + 53万5千円×被保険者数 + 10万円×（給与所得者等 ^{※2} の数-1）以下
5割	基礎控除額 43万円 + 29万円×被保険者数 + 10万円×（給与所得者等の数-1）以下
7割	基礎控除額 43万円 + 10万円×（給与所得者等の数-1）以下

※2 給与所得者等とは、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける人のこと

令和5年度の国民健康保険税は、税率の改正はありません

国民健康保険税は、必要な医療費全体によって決まります。そのため、医療費が増加すると、納める国民健康保険税も増加してしまいます。

医療費の増加を抑えるため、次の3つのことを心がけましょう。

- ①かかりつけ医・薬局をもちましょ
- ②重複受診をしないようにしましょう
- ③ジェネリック医薬品（後発医薬品）を利用しましょう

4

国民健康保険 一部負担金の減免や徴収猶予について

問 福祉課 保険年金係 ☎ 92-7934

災害や収入の著しい減少などの特別な理由で、一部負担金（医療費の自己負担分）の支払いが困難な場合、世帯主の申請により、免除・減額・猶予を受けられます。

対象となる特別な理由

- ①震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により死亡したり、精神や身体に障がいを受けたり、資産に重大な損害を受けたりしたとき
- ②干ばつ、冷害、凍霜障害などによる農作物の不作、不良、その他これらに類する理由により収入が減少したとき
- ③事業または業務の休止・廃止、失業などで、収入が著しく減少したとき
- ④①～③に掲げる理由に類する理由があったとき

有料広告

相続事務・遺言の御相談及びサポートの受付窓口

私たち州都相続センターは、各種専門家と協力し、皆様をサポートいたします。



株式会社州都相続センター

フリーダイヤル 0120-388-822

〒841-0036 佐賀県鳥栖市秋葉町三丁目18番地6 HスクエアBLD

相続センター業務内容

- 相続の手續きに関するご相談
- 相続人調査・相続関係説明図の作成
- 預貯金や株式、不動産などの相続手續き
- 生前の遺言作成サポート
- 相続税対策のご相談、サポート
- ライフプラン・エンディングノートの作成及びサポート など

【営業時間】平日 8:30～17:30 秘密厳守

※事前にご面談日のご予約日程を調整させていただきます。

※遠方やお身体の不自由な方のために出張相談も承ります。